○法務省告示第四百十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月七日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表株式会社マリーナ電子の項を削り、同表株式会社デリカシェフの項中「パン製造」の下に「、洋菓子製造」を加え、同表アドレス・サービス株式会社の項中「土農田」を「土農田」に改め、同表水谷電機鋼業株式会社の項、株式会社ブリヂストンＥＭＫの項及びサンテック株式会社の項を削り、同表株式会社磯貝製作所の項中「愛知県碧南市田尻町四丁目三十八番地」を「愛知県碧南市田尻町四丁目七十番地」に改め、同表旭鉄工株式会社の項及び株式会社トーカイの項を削る。

第二号ロの表株式会社シンコーの項及び株式会社マルカワ建設の項を削り、同表に次のように加える。

有限会社石山精機	機械加工
株式会社ＫＴフーズ	非加熱性水産加工食品製造業
福島県郡山市富久山町福原字戸屋五十番地	
岐阜県岐阜市茜部野瀬二丁目六十五番地一	

第三号中「平成二十二年八月二十日」を「平成二十五年十一月七日」に改める。

○外務省告示第三百三十号

平成二十五年十月八日にワシントンで、平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の附属書の修正に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十五年十一月七日

外務大臣　岸田　文雄

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、千九百九十五年四月二十四日にワシントンで署名された平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関するアメリカ合衆国政府と日本国政府との間の協定（以下「協定」という。）に言及するとともに、協定第二条の規定に基づき、千九百九十六年四月三日、同年六月二十五日、千九百九十八年十一月三十日、二千二年七月十二日、二千五年六月十日、二千八年十二月一日及び二千十三年五月二十八日に修正された協定の現行の英語及び日本語による附属書をこの書簡に添付されている附属書のようにそれぞれ改めることをアメリカ合衆国政府に代わって提案する光栄を有します。

本長官は、更に、前記のことが日本国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十月八日にワシントンで

アメリカ合衆国
国務長官に代わる　ケネス・Ｄ・ホジキンス

アメリカ合衆国駐在
日本国特命全権大使　佐々江賢一郎閣下

附属書

第二条の規定に従い協定が適用される共同活動

第三条1(a)にいう機関、団体又はその他の者	日本	宇宙航空研究開発機構
	米国	航空宇宙局
1　地球観測プラットフォーム技術衛星（ＡＤＥＯＳ）計画		宇宙航空研究開発機構
2　宇宙飛行士訓練計画		航空宇宙局
3　マニピュレーター飛行実証試験計画		宇宙航空研究開発機構
4　熱帯降雨観測衛星（ＴＲＭＭ）計画		宇宙航空研究開発機構
5　環境観測技術衛星（ＡＤＥＯＳ－Ⅱ）計画		宇宙航空研究開発機構
6　資源探査用将来型センサー（ＡＳＴＥＲ）計画		経済産業省
7　超長基線電波干渉計宇宙天文台計画（ＶＳＯＰ）		宇宙航空研究開発機構
8　放射線実時間計測装置（ＲＲＭＤ）計画		宇宙航空研究開発機構
9　微小重力科学実験室（ＭＳＬ）計画		宇宙航空研究開発機構
10　神経科学実験室（ＮＥＵＲＯＬＡＢ）計画		宇宙航空研究開発機構
11　気球搭載型超伝導スペクトロメーター計画		宇宙航空研究開発機構
12　火星探査プラネットＢ計画		宇宙航空研究開発機構
13　Ｘ線天文衛星（ＡＳＴＲＯ－Ｅ）計画		宇宙航空研究開発機構
14　改良型高性能マイクロ波放射計（ＡＭＳＲ－Ｅ）計画		宇宙航空研究開発機構
15　磁気圏撮像衛星（ＩＭＡＧＥ）計画		宇宙航空研究開発機構
16　月探査衛星（ＬＵＮＡＲ－Ａ）計画		宇宙航空研究開発機構
17　宇宙工学実験衛星（ＭＵＳＥＳ－Ｃ）計画		宇宙航空研究開発機構
18　第二次気球搭載型超伝導スペクトロメーター計画		宇宙航空研究開発機構
19　Ｘ線天文衛星Ⅱ（ＡＳＴＲＯ－ＥⅡ）計画		宇宙航空研究開発機構
20　太陽観測衛星（ＳＯＬＡＲ－Ｂ）計画		宇宙航空研究開発機構
21　地球規模の降水観測（ＧＰＭ）計画の開発及び運用活動		宇宙航空研究開発機構
22　温室効果ガス観測技術衛星（ＧＯＳＡＴ）と炭素観測衛星（ＯＣＯ）との間の協力計画		宇宙航空研究開発機構
23　宇宙の安全のために行われる宇宙の状況の監視に係る役務の提供及び情報の共有		宇宙航空研究開発機構
24　Ｘ線天文衛星（ＡＳＴＲＯ－Ｈ）計画		宇宙航空研究開発機構

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（米国側書簡）

本使は、更に、前記のことが日本国政府にとって受諾し得るものであることを日本国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十月八日にワシントンで

アメリカ合衆国駐在
日本国特命全権大使に代わる　水越英明

アメリカ合衆国
国務長官　ジョン・フォーブス・ケリー閣下